平成２３年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市西品治554番地
債務者　平岡　勝代
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市国府町奥谷３丁目332番地　ドリームスプルース208号、旧住所鳥取県倉吉市新田132番地の３
債務者　飯塚　孝志
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市滝山432番地11
債務者　小松　昭恵（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
鳥取県鳥取市大覚寺187番地７
債務者　安部　光行
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４号
鳥取県鳥取市大覚寺187番地７
債務者　安部　礼司
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
広島市東区矢賀２丁目８番29―404号　サンライフ松谷
債務者　荒地　智香
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８号
広島市南区西霞町24番25―202号
債務者　濱崎　伸裕
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２号
広島市安佐南区川内２丁目34番17―102号　コーポ原Ⅰ
債務者　仁賀木貴美代
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７号
広島市西区己斐上３丁目58番10―101号　D棟
債務者　島村千奈美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２号
広島市佐伯区五日市７丁目１番７―302　KDビル、住民票上の住所広島市佐伯区利松１丁目10番21―111号
債務者　石井　和美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地110　雇用２―107
債務者　今城　利枝
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
山口県下関市川中豊町６丁目８番24号　Sビル203号
債務者　金重　淳一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
山口県下関市菊川町大字久野1051番地
債務者　佐々田正則
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
山口県下関市上新地町５丁目１番C―208号　ライオンズヒルズ下関
債務者　吉川　芳昭
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
山口県下関市安岡駅前１丁目５番11号　第５藤井コーポ201号、前住所山口県下関市豊浦町大字小串2444番地１
債務者　折出　幸子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
愛媛県四国中央市寒川町1872番地２
債務者　妻鳥　則子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２０号
愛媛県西条市飯岡2412番地55
債務者　加藤千穂子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所西条支部